

提 案 理 由

議案第 1 号	平成29年度養父市一般会計予算
議案第 2 号	平成29年度養父市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 号	平成29年度養父市養父歯科診療所特別会計予算
議案第 4 号	平成29年度養父市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 5 号	平成29年度養父市介護保険特別会計予算
議案第 6 号	平成29年度養父市水道事業会計予算
議案第 7 号	平成29年度養父市下水道事業会計予算
理 由	上記 7 議案は、平成29年度の予算を定めるため、議会の議決を求めるものである。
議案第 8 号	養父市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
理 由	養父市の監査委員の報酬は、県下で最も低く、識見を有する者から選任された委員の報酬について引き上げるものである。また、年額報酬から月額報酬へ変更するものである。 なお、施行日は平成29年 4 月 1 日からである。 【改正内容】 ・ 識見を有する者から選任された委員 年額340,000円 → 月額50,000円 ・ 議員のうちから選任された委員 年額213,000円 → 月額17,750円
議案第 9 号	養父市税条例等の一部を改正する条例の制定について
理 由	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成28年法律第86号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令（平成28年政令第360号）が平成28年11月28日にそれぞれ公布され、いずれも原則として公布の日から施行された。また、特定非営利

活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）が平成28年6月7日に公布され、原則として公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである

【主な改正内容】

- ・名称変更 仮認定特定非営利活動法人
→ 特例認定特定非営利活動法人
 - ・個人住民税における住宅ローン控除制度の適用期限を2年延長
 - ・軽自動車税の環境性能割の導入の時期が変更になったことに伴う軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の1年延長に係る経過措置の新設
 - ・軽自動車税の環境性能割の導入時期が変更になったことに伴う適用年度を平成29年度から平成32年度に変更
 - ・法人税割の標準税率及び制限税率が引き下げられる時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に変更になったことに伴う規定の整備
- なお、施行日は公布の日等からである。

議案第10号

養父市個人情報保護条例等の一部を改正する条例の制定について

理 由

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）が公布され、平成29年5月30日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものである。

なお、施行日は平成29年5月30日からである。

【改正内容】

- ・マイナンバーを独自利用している事務について、情報提供記録等の訂正を行った場合に、やりとりした相手方に訂正の事実を通知する規定を追加
- ・条ずれ

議案第11号

養父市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

理 由

介護保険制度改正により経過措置を設けて実施することとしていた事業の前倒し及び介護保険法施行令の一部を改正する政令（平成28年政令第300号）が公布され平成29年4月1日から施行されることに伴い所要の改正を行うものである。

なお、施行日は平成29年4月1日からである。

	<p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅医療・介護連携推進事業について、体制整備のため経過措置を適用し開始時期を平成30年4月1日と定めていたが、関係機関との調整が整ったことにより、平成29年4月1日から行うもの ・介護保険法施行令の一部改正により、「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除」が、介護保険料の算定においても適用されることになったため、所要の改正を行うもの
<p>議案第12号</p> <p>理由</p>	<p>養父市大屋中高年齢者就業改善センター設置及び管理条例を廃止する条例の制定について</p> <p>現在、養父市森林組合が指定管理を行っているが、指定管理施設の実態把握及び将来見通しの検討結果において、「次回の更新は行わないこととし、今指定期間中に現指定管理者と譲渡協議を行い、協議が整わない場合は施設の老朽度合いを踏まえ、廃止・除去を検討する。」となっており、現指定管理者と協議を行ったが、譲渡を受ける意思はないことから、施設の一部を使用している企業を対象に譲渡するため、条例を廃止するものである。</p> <p>なお、施行日は平成29年4月1日からである。</p>
<p>議案第13号</p> <p>理由</p>	<p>養父市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>「みなし寡婦」への家賃算定の控除について、公営住宅法施行令により控除ができるまでの間、市独自で控除できるように、昨年3月議会に条例改正を上程し、承認いただいた案件であるが、このたび、公営住宅法施行令が改正され、「みなし寡婦」への家賃算定の控除ができるようになったため、所要の改正を行うものである。</p> <p>なお、施行日は平成29年4月1日からである。</p>
<p>議案第14号</p> <p>理由</p>	<p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みなし寡婦に関する条文を削除 <p>養父市立山田風太郎記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>指定管理者が自らの努力で入館者を増加させて、自主財源を確保する機会を向上させるとともに、記念館の運営や事業の充</p>

実を図るため、観覧料の一部を改正するものである。
なお、施行日は平成29年4月1日からである。

【改正内容】

- ・観覧料の区分変更
小学生 → 高校生以下
中学生以上 → 一般
- ・観覧料の変更
一般の方について 団体 150円 → 250円
個人 200円 → 300円

議案第15号

財産の無償譲渡について

理由

旧西谷診療所及び医師住宅を解体した跡地及び周辺土地について、有効な活用をするため、グラウンド及び駐車場として整備を行い、地元、地縁団体である「筏区」へ無償譲渡するもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものである。

【譲渡する財産】

名称 旧西谷診療所、旧医師住宅跡地及び周辺土地
所在地 養父市大屋町筏253番地 ほか7筆
面積 1,334.47平方メートル

【譲渡の相手方】

養父市大屋町筏416番地5
筏区
代表者 中尾 幸郎

議案第16号

養父市奥米地ほたるの里の指定管理者の指定について

議案第17号

養父市大屋かいこの里及び養父市立上垣守国養蚕記念館の指定管理者の指定について

議案第18号

養父市立山田風太郎記念館の指定管理者の指定について

理由

上記3議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

【施設の名称】

- ・奥米地ほたるの里

【指定管理者】

・養父市奥米地773番地
奥米地ほたるの里づくり協議会
会長 村崎 定男

【指定の期間】

平成29年4月1日～平成31年3月31日

【施設の名称】

- ・養父市大屋かいこの里
- ・養父市立上垣守国養蚕記念館

【指定管理者】

養父市大屋町蔵垣580番地
かいこの里の会
会長 松原 一朗

【指定の期間】

平成29年4月1日～平成34年3月31日

【施設の名称】

- ・養父市立山田風太郎記念館

【指定管理者】

養父市中瀬1536番地
山田風太郎の会
会長 有本 正彦

【指定の期間】

平成29年4月1日～平成32年3月31日

議案第19号

養父市過疎地域自立促進計画の変更について

理 由

昨年の3月議会で承認をいただいた養父市過疎地域自立促進計画に橋りょうを追加するため、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第7項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第20号

熊次辺地総合整備計画の変更について

理 由

昨年の3月議会で承認をいただいた熊次辺地総合整備計画であるが、市道葛畑大久保線道路改良事業について、整備の前倒しを行うため、また、消防施設整備事業について、辺地債の活用ができるように計画に記載するため、熊次辺地総合整備計画を変更するもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案第21号

平成28年度養父市一般会計補正予算（第6号）

理 由

当面必要とする経費の補正を行うものである。

【補正の内容】

- ・ 地方創生拠点整備交付金事業
 - ① 旧八鹿幼稚園舎改修
 - ② 万灯の湯改修
- ・ 北近畿豊岡自動車道八鹿日高道路の開通イベント費用
- ・ 除雪に関する費用